

平成27年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成27年9月18日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成27年9月18日 午前8時58分 委員長宣告

4. 審査事項

付託案件

議案第65号 可児市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

陳情第9号 住民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実を求める陳情書

出資法人の経営状況説明書について（報告）

1. 公益財団法人可児市体育連盟
2. 公益財団法人可児市文化芸術振興財団

各部における条例の制定・改正予定又は新規事業について（報告）

1. 可児市文化創造センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
2. 可児市一般廃棄物処理基本計画
3. 可児市子ども読書活動推進計画（第3次）の策定

報告事項

1. 名鉄広見線活性化協議会について
2. 岐阜県総合教育センター可児分室跡地購入について

協議事項

1. 前期建設市民委員会からの引き継ぎ事項について
2. 議会報告会での意見の取り扱いについて

5. 出席委員（7名）

委員長	野呂和久	副委員長	勝野正規
委員	伊藤健二	委員	中村悟
委員	川合敏己	委員	酒井正司
委員	高木将延		

6. 欠席委員 なし

7. 参考人

公益財団法人	可児市体育連盟	事務局長	横田義弥
公益財団法人	可児市文化芸術振興財団	事務局長	山口和己

8. 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	莊加淳夫	建設部長	村瀬良造
水道部長	三好英隆	地域振興課長	村瀬雅也
人づくり課長	川合俊	環境課長	高野志郎
スポーツ振興課長	長瀬繁生	図書館長	細野雅央
都市計画課長	田上元一	土木課長	丹羽克爾
都市整備課長	佐合清吾	建築指導課長	守口忠志
用地課長	田中正規	上下水道料金課長	小栗正好
水道課長	古山秀晃	下水道課長	佐橋猛

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	渡邊ちえ	議会事務局 書記	熊澤秀彦
-------------	------	-------------	------

開会 午前8時58分

委員長（野呂和久君） おはようございます。若干まだ時間前ではございますが、皆様おそろいでございますので、建設市民委員会をただいまから開会いたします。

議事に入るに先立ちまして、今回新たな委員構成となりましたので、自己紹介をしていきたいと思えます。

では、まず私から挨拶をさせていただきます。野呂和久と申します。1年間大変お世話になります。委員長としてしっかり務めてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、順次、勝野副委員長からお願いいたします。

副委員長（勝野正規君） このたび、副委員長を仰せつかりました勝野正規でございます。1.2期目ぐらいです。よろしく願いいたします。

委員（中村 悟君） 前回は建設市民委員会でお世話になりました中村でございます。よろしく願いします。

委員（酒井正司君） 酒井正司です。よろしく願いします。

委員（伊藤健二君） 伊藤健二でございます。久しぶりに建設市民委員会に来ました。よろしく願いします。

委員（川合敏己君） 川合敏己です。よろしく願いします。

委員（高木将延君） 高木将延です。よろしく願いします。

委員長（野呂和久君） 次に、執行部の方、お願いいたします。

水道部長（三好英隆君） 水道部長の三好です。よろしく願いします。

市民部長（荘加淳夫君） 市民部長、1年目ですが、荘加と申します。よろしく願いします。

なお、本日は今後いろいろと火葬場の問題とかいろいろ出てまいります。また、可茂衛生施設利用組合の事務局長も同席させていただきましたので、よろしく願いいたします。

建設部長（村瀬良造君） 建設部長の村瀬です。よろしく願いします。

都市計画課長（田上元一君） おはようございます。

都市計画課長の田上でございます。1年間よろしく願いします。

上下水道料金課長（小栗正好君） 上下水道料金課長の小栗です。よろしく願いいたします。

地域振興課長（村瀬雅也君） おはようございます。

地域振興課長の村瀬と申します。よろしく願いいたします。

人づくり課長（川合 俊君） おはようございます。

人づくり課長の川合です。よろしく願いいたします。

土木課長（丹羽克爾君） 土木課長の丹羽でございます。どうぞよろしく願いいたします。

水道課長（古山秀晃君） おはようございます。

水道課長の古山です。よろしく願いします。

スポーツ振興課長（長瀬繁生君） おはようございます。

スポーツ振興課長の長瀬です。よろしく申し上げます。

環境課長（高野志郎君） 環境課、高野です。よろしく申し上げます。

用地課長（田中正規君） 用地課長の田中です。よろしくお願いいたします。

下水道課長（佐橋 猛君） 下水道課長の佐橋です。よろしく申し上げます。

図書館長（細野雅央君） 図書館長の細野でございます。よろしく申し上げます。

都市整備課長（佐合清吾君） 都市整備課長の佐合です。どうぞよろしくお願いいたします。

建築指導課長（守口忠志君） おはようございます。

建築指導課長の守口です。よろしく申し上げます。

可茂衛生施設利用組合事務局長（山本和美君） おはようございます。

可茂衛生施設利用組合の山本です。よろしくお願いいたします。

文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） おはようございます。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長を仰せつかりました山口でございます。よろしく申し上げます。

可児市体育連盟事務局長（横田義弥君） 可児市体育連盟の横田と申します。よろしくお願いいたします。

委員長（野呂和久君） ありがとうございます。

関係部課長以外の方は御退席ください。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前 9 時 02 分

再開 午前 9 時 03 分

委員長（野呂和久君） 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

これより議事に入ります。発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

まず、議案第65号 可児市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市計画課長（田上元一君） おはようございます。

資料番号1でございます。平成27年第5回可児市議会定例会の議案の58ページをお願いいたします。

議案第65号 可児市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

今回、政令の引用についてということで、こちらにつきましては、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴います関係法令の整備に関する政令及び建築基準法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が平成27年1月21日に公布をされまして、平成27年6月1日に施行をされました。これに伴いまして、建築基準法施行令第137条の16が新たに条項として

政令に加えられるということになりまして、それまで政令第137条の16、17、18が、それぞれ政令第137条の17、18、19に1つずつずれる政令の改正がなされております。

今回、可児市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例につきましては、ただいま申し上げました建築基準法施行令第137条の18第3項を条例の第7条及び別表第2において引用しており、政令の改正に伴いまして、第137条の19の第3項に条例改正をするという内容でございます。いわゆる条ずれに伴います条例改正でございます。現条例の内容が変わるものではございません。以上でございます。

委員長（野呂和久君） これより、議案第65号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もありませんので、これで討論を終了いたします。

これより議案第65号 可児市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第65号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第9号 住民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実を求める陳情書についてを議題といたします。

この陳情の取り扱いについて、御意見をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

副委員長（勝野正規君） 意見書ということで、国の行政機関を地方へ持ってきて云々ということで、国のほうでもっとしっかりやってよという意見書なので、聞きおき程度でどうでしょうか。

委員長（野呂和久君） ただいま副委員長から聞きおきという御意見でございましたが、聞きおきということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、陳情第9号につきましては、聞きおきといたします。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

それではお諮りします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9 時08分

再開 午前 9 時10分

委員長（野呂和久君） 会議を再開いたします。

続きまして、議題 2 . 出資法人の経営状況説明書についてを議題といたします。

本日は、参考人として公益財団法人可児市体育連盟事務局長の横田義弥さんと、公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長の山口和己さんに御出席をいただきました。

それでは、まず公益財団法人可児市体育連盟の経営状況より御説明をお願いいたします。

可児市体育連盟事務局長（横田義弥君） おはようございます。

議案配付資料の14によって説明させていただきます。

私からは、平成26年度の可児市体育連盟の事業報告並びに決算報告をさせていただきます。

資料の 1 ページから 2 ページは体育連盟の平成26年度の年間行事を記載させていただいております。

3 ページをごらんください。体育連盟の主なスポーツ振興に関する事業でございます。

まずは平成26年 4 月27日日曜日に可児市総合体育大会開会式を実施いたしました。多数の来賓と加盟団体約250名の参加を得て開催をいたしました。大会方法も地区対抗方式を採用して実施いたしました。また、総合開会式において第 3 位までの地区体育振興会の表彰や体育功労並びに優秀選手に表彰状を贈呈いたしました。

次に、第45回可茂地区体育大会です。平成26年 6 月末から平成26年 7 月末にかけて、県民スポーツ大会の出場枠を獲得するため、13競技、選手308人を派遣いたしました。

第 7 回県民スポーツ大会は、平成26年 9 月21日西濃地区で開催され、25競技、355人の選手を派遣いたしました。ボート、弓道、ホッケーの種目優勝を初め、準優勝がテニス、少林寺拳法、第 3 位がウエートリフティング、パワーリフティング、自転車、馬術で、加盟団体の 8 位以上の入賞種目が10種目と確実に得点を重ねましたが、県下30市郡中総合第 5 位の成績となり、残念ながら前年度の 4 位から 1 つ順位を落としたという状況でありました。しかし、加盟団体の日ごろの練習の成果により上位には入ることができ、確実に競技力が向上していることを実感しております。

平成26年 9 月 6 日土曜日には、K Y B スタジアムオープン記念事業としまして、中日ドラゴンズと福岡ソフトバンクホークスの 2 軍を招いて、ウエスタンリーグ公式戦を開催しまして、入場者数は3,542人が観戦し、関係各位の御協力により盛大に行うことができました。

公式戦終了後には、スポーツ少年団団員を対象にライオンズクラブが主催した中日ドラゴンズ選手による野球教室も開催されました。

第57回可児駅伝競走大会は平成26年12月14日日曜日に開催をする予定でしたが、衆議院議員総選挙により日程変更も難しく、残念ながら中止せざるを得ませんでした。

平成27年2月15日曜日には第33回可児シティーマラソン大会を開催いたしました。2,228名の参加者があり、事故もなく無事終了いたしました。この大会より、ジョギング部門に仮装の部を追加し、競技性だけでなく楽しみながら参加してもらえる大会となり、多数のボランティアの皆さんの協力を得て開催できました。

その他の事業として、トレーニング講習会を31回開催し、603人が受講いたしました。スポーツ教室として7講座、154人が参加いたしました。また、広報紙「体連かに」を平成26年9月と平成27年3月に発行いたしました。

資料には記載はありませんが、錬成館の管理運営事業として、柔道場、剣道場などを2万9,466人の方が利用されました。

また、体育施設の受託に関する事業として、B & G海洋センターの体育館を初め、10の管理業務を受託し、市民の皆様へ安全・快適なスポーツ施設として利用いただきました。

次に、会議関係です。

6ページ、7ページの資料のとおり、開催しました。

今後も体育連盟では競技スポーツ並びに生涯スポーツを通じまして、スローガンである「示せ躍進 広げようふれあい 可児市体育連盟」をモットーに、活力のある明るいまちづくりに努力してまいります。

続きまして、決算の報告をさせていただきます。

それでは、8ページの貸借対照表をごらんください。

資産の部で1.流動資産として現金預金と未収金で1,324万6,099円、2.固定資産で基本財産合計1億1,996万6,064円、特定資産の積立預金として241万9,000円、その他固定資産として建物等の合計で1億2,324万5,555円です。固定資産合計で2億4,563万619円、資産合計は2億5,887万6,718円となります。

次に、負債の部ですが、未払金等の合計で1,324万6,099円です。

正味財産の部は、指定正味財産、一般正味財産の合計で2億4,563万619円です。負債及び正味財産合計で2億5,887万6,718円となり、資産合計額と同額となります。

次に、9ページ、10ページの正味財産増減計算書をごらんください。

経常収益は、基本財産利息収入1万8,000円、会費収入で加盟団体会費と賛助会費で217万5,300円、事業収益としてスポーツ教室や講習会受講料の76万680円、体育施設受託費3,743万5,244円、センター運営事業収入113万5,850円、合わせまして3,933万1,774円となります。

受取補助金として体育連盟活動補助金である市補助金2,682万1,407円、センター運営補助金として1,000万3,337円、県体協補助金10万円、合わせまして3,692万4,744円です。

受取負担金として、シティーマラソンの参加費等で738万4,400円、雑収益として62万5,219円であり、経常収益として合計8,645万9,437円となります。

経常費用といたしましては、事業費と管理費に区分されております。職員給料や福利厚生費、共済掛金負担金などは、各事業で職員の従事割合で案分しております。

まず、事業費の決算ですが、総額8,430万8,561円であります。主な支出としまして、人件

費として職員の給料手当1,769万757円、福利厚生費281万2,535円、臨時職員賃金620万1,299円です。シティー馬拉ソンや各教室の消耗品関係で263万49円、シティー馬拉ソンの参加賞や景品関係の報償費に154万8,199円、各大会の冊子及びポスターの印刷製本費に131万4,658円、錬成館の光熱費に194万7,080円、加盟団体への助成金に737万5,446円、施設管理委託料等に3,053万6,196円、減価償却費555万7,156円などです。

次に、法人の管理費ですが、職員の給料、租税公課、減価償却費等を含めまして、769万1,535円であり、事業費と合計した経常費用総額は9,200万96円であります。

経常収益から経常費用を差し引いた経常経費増減額は、マイナス554万659円です。これは減価償却費の非現金支出費用を計上していることが主な原因であります。

当期一般正味財産増減額はマイナス554万659円となり、一般正味財産期末残高は1億4,003万619円となり、指定正味財産期末残高が1億560万と合わせまして、正味財産期末残高は2億4,563万619円となります。

次に、体育連盟の財産ですが、16ページの財産目録をごらんください。

基本財産として定期預金6,800万円、決済預金5,196万6,064円があり、特定資産の積立預金241万9,000円とその他固定資産の建物等を合計した固定資産の合計額が2億4,563万619円となり、現金と固定資産を合わせた資産合計が2億5,887万6,718円となります。そこから未払金、預り金等の流動負債を1,324万6,099円の合計額を差し引いたものが正味財産となりまして、2億4,563万619円となります。

17ページはこれの監査報告の写しとなります。

説明は以上でございます。

委員長（野呂和久君） それでは、質疑を行います。

質疑のある委員さんはいらっしゃいますか。

委員（酒井正司君） 9ページの真ん中よりちょっと下段になります。経常費用の中で給料手当そのものはかなり下がったわけですが、臨時雇賃金がかかなり上昇しているということは、正規社員が減ったという意味でしょうか。

可児市体育連盟事務局長（横田義弥君） 今の給料が下がって臨時雇賃金が増えたという理由でございますが、平成26年度につきまして1名が産休に入りまして、それから引き継いで産休もとりましたので、その分給料は下がりました、その対応の職員として臨時雇いを雇いましたので、こういった形で給料が減って、臨時雇賃金が増えたという形になっております。以上でございます。

委員（川合敏己君） 9ページですけれども、(1)の経常収益のところは、基本財産運用益と受取会費、事業収益、受取補助金等、それから受取負担金、雑収益、これを足した金額が8,645万9,437円と理解してよろしいですか。

可児市体育連盟事務局長（横田義弥君） そのとおりでございます。

委員（川合敏己君） 先ほど説明を聞いていまして、私の聞き違いだったかもしれませんが、そのときはちょっと御容赦ください。

ここの合計金額とこの経常収益の計がちょっと違うんじゃないかなというふうに、先ほど金額を聞いていて思ったんですけども。

可児市体育連盟事務局長（横田義弥君） ちょっと説明の仕方、言い間違えたかもしれないですが、これの合計で8,645万9,437円で間違いはないです。

委員（川合敏己君） わかりました。

委員（中村 悟君） ちょっと細かいことになるかもしれないですけど、今の9ページの経常費用のところ、事業費の委託料の3,000万円ぐらいがあるんですけど、この委託料というのはどこへどんなような仕事が委託されておるんですか。

可児市体育連盟事務局長（横田義弥君） 委託料としまして、施設管理が主になってきますけれども、スタジアム、テニスコート、それからB & G海洋センターの委託を受けております。そちらのほうと、あとそれぞれ施設の清掃管理とかそういったこと、もろもろで10の事業を受けております。

委員（中村 悟君） 今言われたのを一括でどこかの企業かどこかへ出されておるといことですか。

可児市体育連盟事務局長（横田義弥君） 今の委託先でございますが、1つの団体でなくて、シルバー人材センターとか、東濃建物管理、あとプールにつきましては、多治見のコパンといった形で、それぞれ委託先がございます。

委員長（野呂和久君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、質疑を終了します。

続きまして、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況説明をお願いします。

文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 議案配付資料ナンバー15、経営状況説明書に沿いまして、御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

まず、1ページ目でございます。

平成26年度の事業報告でございます。大きく4つの部門に分かれております。

1つは、鑑賞体験促進事業。これは良質な文化芸術を体験できるよう、市民の方に提供するというものでございます。一例を挙げますと、音楽については、地域拠点契約を結ぶ新日本フィルハーモニー交響楽団によるサマー・コンサートとウィーン・フォルクスオーパー交響楽団によるニューイヤー・コンサートを開催いたしました。演劇につきましては、劇団東京ヴォードヴィルショーによる「その場しのぎの男たち」や、地域拠点契約を結ぶ文学座による「女の一生」を公演いたしました。展覧会につきましては、夏の定番となったエイブル・アート展と、平成27年2月に日本を代表する絵本作家でエッセイストの佐野洋子さんの作品展を開催いたしました。

2つ目のまち元気・市民交流促進事業といたしましては、地域の劇場として可児市のまちづくりに貢献するため、a1aまち元気プロジェクトを引き続き実施いたしました。

主な事業としては、シリーズ恋文第5作や、a1aコレクションシリーズ第7作「黄昏に

ロマンス」や、大型市民参加事業であるミュージカル「君といた夏～スタンドバイミー可児～」を制作いたしました。

また、ワークショップ等の事業については、各種施設等に出向き、a l aに来られない市民にも文化芸術に触れていただく機会を提供し、またコミュニティープログラムとして高齢者の体力づくりと孤立防止、小さい子供を持つ親の子育て支援等にも取り組みました。

3つ目の貸し館事業、施設管理につきましては、利用者の皆様が快適に利用できるよう舞台技術、制作面でのアドバイスを含めて、職員が丁寧に対応するよう心がけてまいりました。また、開館後12年を経過した施設について、維持管理と緊急度、優先度を考慮した修繕を進めてまいりました。

また、市の事業について、主劇場、小劇場の音響設備の全面改修工事が行われ、このことに伴って生じた業務に全面的に協力をさせていただきました。

最後に、その他でございますが、文化庁が総合的に支援する全国トップレベルの劇場、音楽堂等であります特別支援施設として2年目の補助採択を受け、劇場運営に関して一層市民の視点に立ち、全国の公立文化施設のモデルケースとなれるよう事業を推進してまいりました。また、平成27年3月の共催事業、ニッセイ名作シアター可児公演「不思議の国のアリス」のクラシックコンサートには、市内公立小学校の3年生全員を招待いたしました。

続きまして、3ページ以降は事業別ごとの報告となっております。時間も限られておりますので、詳細の説明は省略させていただきますが、最初の鑑賞体験促進事業としまして、3ページから6ページにわたりますが、落語、演劇、音楽、クラシック、映画、展覧会などの25の事業を進めてまいりました。

6ページの中段あたりからですが、まち元気・市民交流促進事業のうち、自主企画公演としまして5つの事業を実施いたしました。中でも、ナンバー1にありますa l aコレクションシリーズ第7作「黄昏にロマンス」は、平幹二郎、渡辺美佐子という二大名優を迎えまして、本来ならその他スタッフも市内に1カ月半滞在して、a l aで芝居をつくり上げる計画でした。しかし、今回はお2人ともが80歳を超える御高齢で、従来長期滞在做りをしての、いわゆるレジデンス制作ができず、東京での稽古を重ね、先に東京にて上演し、可児に持ってくるという変則的な手順を踏みました。この芝居につきましては、a l a、東京、地方を合わせまして全22公演を実施いたしました。また、当作品での演技が評価されまして、渡辺美佐子さんが2014年度の菊田一夫演劇賞の特別賞を受賞されまして、一層可児の知名度も上がったのではないかと思います。

同じく6ページの最下段にありますナンバー4の大型市民参加事業でありますミュージカル「君といた夏～スタンドバイミー可児～」では、102人の市民キャストがプロのスタッフと一丸となって制作し、2日間の上演では両日とも満席の入り記録して幕を閉じました。

7ページ中段あたりからは、まち元気・市民交流促進事業のうち、ワークショップ、アウトリーチに関するものでございます。8ページにかけてワークショップが7事業、アウトリーチがごらんのとおり5事業でございます。

講座、公演の部では、次ページ、9ページのナンバー3にあります世界劇場会議国際フォーラム2015を初めてa1aにて開催いたしました。イギリスや韓国などからも参加をいただき、劇場にかかわる幅広い関係者が一堂に会して、「社会包摂と劇場経営」という議題について議論がなされました。

続きまして、人材育成事業に位置づけたものが、ごらんの5事業でございます。最下段になりますが、芸術団体等支援につきましても、次の10ページに続く4つの事業として行ってまいりました。

続きまして、10ページの中段、文化祭につきましても、市からの委託事業としまして、音楽祭、美術展、文芸祭の3つの事業を行いました。

最後に、各事業共通である広報、宣伝事業と鑑賞モニター事業となっております。

次のページ、11ページをごらんください。

財団の役員と職員に関する報告となっております。役員は理事長、理事7名、監事2名、評議員12名となっております。理事の名簿において、年度の最終日、平成27年3月31日時点では、私も入り8名となっておりますが、このたび理事長と常務理事が同時に異動ということで、役員定数との兼ね合いと役職空白をつくらないための方策によるものでございます。職員につきましては、館長以下23名の職員体制で運営いたしております。

12ページ、役員会等に関する事項につきましては、4回の理事会が行われ、評議員会も4回行っております。以上の内容となっております。

13ページをお願いいたします。

13ページから17ページにかけては、契約に関する事項として、1件30万円以上の契約業務を記載してございます。このうち事業に関連した業務委託契約につきましては、鑑賞事業や自主制作事業、ワークショップに係るものなどが77件ございます。また、施設の管理に関する契約は、清掃業務、消防設備の保守点検、警備業務など15の業務を委託契約いたしております。

続きまして、18ページからは財務諸表関係になります。

18ページ、貸借対照表でございます。平成27年3月31日現在の財団の財産の状況の説明となります。ごらんとおり、資産の部、負債の部、正味財産の部とございます。資産の合計から負債の計を引くと正味財産合計となります。下から2段目ですが、正味財産合計は1億8,095万2,655円で、前年度対比1,149万円ほどの減ということになります。

この大きな減額となりました正味財産につきましては、26ページにあります財産目録にて御説明したいと思います。

26ページをお開きいただけますでしょうか。

流動資産から始まっておりますが、現金から貯蔵品までございます。中ほどに未収金がありますが、文化庁の文化芸術振興費補助金等でございます。平成27年3月31日現在、補助金未収分が大半を占めております。約5,230万円ほどでございます。当然これは年度明けに収入いたしております。そのほかはチケットのクレジット支払いのものや、ネット購入のもの

などになります。

次に、固定資産の部ですが、基本財産としまして、有価証券と預金ということで、合わせて1億円でございます。

次に、特定資産ですが、これは用途が特定のものとございますが、退職給付引当資産であります。

その他固定資産ということで、車両運搬具がございまして、車3台を保有しております。あと、ソフトウェアということで、給与計算ソフトがございまして。

その下、流動負債ですが、未払金、前受金、預り金とございます。前受金は平成27年度分の貸し館、施設の利用料、チケットの売り上げの分、これらにつきましては、平成27年4月1日に平成27年度分の収益に振りかえをいたしております。その下、固定負債ということで、退職給付引当金、年度末に職員が全員自己都合退職をすることを想定して、毎年計上いたしているものでございます。一番下が正味財産ということで、資産から負債を引いた額で1億8,095万円ほどあります。この数字が先ほどの18ページの貸借対照表の数字と一致いたしております。

それでは、19ページをごらんいただけますでしょうか。

正味財産増減計算書でございます。こちらは財団の1年間の動きを見ることができる資料でございます。

1の1、経常増減の部でございますが、(1)経常収益といたしましては、当年度の数字でいきますと上から3番目になりますが、事業収益は5億6,007万4,702円でございます。内訳としては、主なものは数字の上から4段目、入場料収益4,650万8,200円で、前年度比較で約39万2,000円の増額となっております。数字の上から8番目になりますが、利用料金収益というのがございます。これにつきましては、3,289万5,748円で、前年対比170万円ほどの減額となっております。その2段下、公演事業収益2,150万8,000円ほどにつきましては、自主制作の芝居「黄昏にロマンス」をほかの会館に売り込んだ収益で、前年度比で895万円の増額を果たしました。その下の指定管理受託収益、これは指定管理料でございますが、4億5,000万円をいただいております。表記のとおり、対前年比1,000万円の減額となっております。

中段にあります受取補助金等につきましては4,802万2,000円、これは特別支援施設として文化庁から交付された国庫補助金等でございます。受取地方公共団体補助金の500万円につきましては、地域の芸術環境づくり助成事業という県費の補助金でございますが、これは予算化して市を経由して申請いたしておりましたが、全体枠という事情から不採択となってしまいました。これにつきましては、昨年の9月議会において、市のほうで補正減されております。また、受取その他公益団体等補助金は、財団法人地域創造からの補助金でございますが、今回は該当がなく、対前年度比での減額となりました。

その他の受取補助金とそれに続きます受取負担金につきましては、25ページにその項目と金額が記載されておりますので、後ほどにでもごらんいただきたいと思います。

引き続き、19ページの(1)の一番最後、経常収益の計といたしましては、6億1,271万2,791円でございます。

次に、中段より下の(2)経常費用につきましては、大きく事業費と管理費に分けて支出いたしております。職員の業務に対する従事割合等で振り分けているものでございます。

事業費につきましては5億4,764万7,004円、内訳といたしまして、主なものは給料手当が1億2,355万545円でございます。事業費の中段あたりにございます光熱水費につきましては、5,109万円でございます。対前年比745万円ほどの増額は、電気料金の値上げに起因するものでございます。下から4段目になりますが、委託費につきましては、2億6,411万円となっております。消費税率の引き上げが増額に影響いたしております。

続いて、このページの下から3行目にございます管理費につきましては、7,584万3,504円でございます。主なものとしては、すぐ下の給料手当が2,011万2,879円でございます。

次のページ、20ページをお開きください。

対前年度比で変動が目立ちますが、光熱水費と租税公課費でございます。光熱水費は、先ほど申し上げました電気料金の値上げによるもので、租税公課費につきましては、法人税及び消費税の増額によるものでございます。もう1つ主なものとしては、委託費の2,231万6,825円がございます。

経常費用の計につきましては、当20ページ中段にありますように、6億2,419万9,406円でございます。増減額といたしまして、その次段になりますが、前ページの経常収益計から経常費用計を差し引きますと、1,148万6,615円のマイナスとなります。

ここまでが経常の増減の部でして、その下が経常外増減の部となります。

前年度は車の売却やDVDの廃棄がございましたが、今回は何もなく、当期の一般正味財産増減額としましては、端数処理後の1,148万6,616円の減額となり、18ページの貸借貸借表の金額と一致するものでございます。

したがって、一般正味財産期末残高は8,095万2,655円となり、指定正味財産期末残高を加え、最下段にありますとおり平成26年度の正味財産期末残高は1億8,095万2,655円になりました。

21ページをお願いいたします。

21ページから23ページにかけては、正味財産増減計算書内訳表となります。縦横が逆になりますが、ただいま御説明申し上げました金額が一番右側の欄に入っております。この金額を公益目的事業、収益事業等と法人の各事業会計への科目別に振り分けた表でございます。

続きまして、24ページから25ページにかけては、財務諸表に関する注記が続きます。またごらんいただきたいと思っております。

26ページをお開きいただいて、26ページは財産目録となります。先ほど御説明申し上げましたとおり、最下段にございます正味財産につきましては、市からの出捐金1億円を含めて、1億8,095万2,655円となっております。先ほどの20ページの正味財産増減計算書の一番下

の数字と一致いたしております。

以上のことにつきましては、27ページでございますように、平成27年5月8日に監査を受けております。ここにあわせて御報告をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

委員長（野呂和久君） これより質疑を行います。

委員（伊藤健二君） どうも御苦労さまです。

事務局長に聞いてもいけないのかもしれないけど、今、正味財産増減計算書を見させていただくと、減価償却費が経常費用の中に計上してあります。この減価償却については、車両運搬具と什器備品関係でありまして、日常的に会館運営にかかわって消費する消耗品、長期的消耗品ももちろんありますので、減価償却ということで起きています。

私がお尋ねしたいのは、指定管理制度ですので、ちょっと対象が、そういう意味で事務局長に聞いても意味のないことなのかもしれませんが、建物の設備については、どういう減価償却、もしくは到達点になっているのでしょうか。

企業会計財務でいうと、減価償却を積み上げまして、それで次、同じ建物を例えば45年後とか、構造的にいうと75年ぐらいになるのかもしれませんが、その後に再度同じものを再生する、再構築するとなると、幾らかかるのかということを入り込んで、そこへ向かって貯金をしていくわけですね、積み立てていく。それが減価償却の引当金で、その引当金の積立額が目標額になるというわけですが、その話はともあれ、過去にエレベーターを2,300万円です直していますね。これは地震対策が不良で、ソフトが正しくなかったもので、地震が来たときにエレベーターが直近の階へ直ちにすり寄るといふふうにするための費用が、それだけで2,300万円かかったわけです。それから、最近は音響で2億5,000万円ぐらいでしたか、投資をしています。このように、建物とついている附属設備については、定期的に一定の費用がかかるわけで、そうした費用については、建物については、財団の収支会計のほうには入らないだろうと思いますので、そうすると減価償却も入らないのかなあと思いつつ、これはどういうふうになるのでしょうか。もしくは、建物がどう壊れているとか、そういう状況については把握されていますか。

文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） ありがとうございます。

実は、今御指摘のことがございまして、日常の修繕・改修等は軽微なものはやっておるんですが、大規模なものとしましては、ちょうど今、建築指導課等が中心になって査定をしております。当然ながら耐用年数等がございしますが、もう13年たってきておりますので、全体を調査いたしまして、どういった計画で改修を進めていくかということは今ちょうど検討しておるところでございまして、実際の詳細な数字が出てくるのはもうちょっとお時間をいただけるといいかなと思っております。かなりかかるのではないかなということは想定しております。

委員（伊藤健二君） そうすると、全体の調査をやって、そのデータを集積しがてら、1つはファシリティーマネジメント、FMのほうで管財室のほうで、担当課のほうで把握すると

同時に、日常的には公の施設ということで、管財課が直接減価償却費はどう見ていく必要があるとかいう話になるのでしょうか。

市民部長（莊加淳夫君） 伊藤健二委員の御質問ですが、今お話にもありましたが、ファシリティーマネジメントを現在進行中でございます。このファシリティーマネジメントの方向性を本年度大体出しまして、新年度以降に検討していくという状況が現段階でございます。

管轄といたしましては、やはり人づくり課が主管となってやっておりますので、御了承いただきたいと思います。以上です。

委員（酒井正司君） いろんな意味で市の誇る施設であるわけですが、内情は非常に財政的には厳しいし、果たしてこの10万市民にふさわしい費用かということ、この先、長期的に見たら、財政硬直化に向けての将来に向けたら、同じような負担は厳しいんじゃないかなあという観点から見ますと、事業収益が減って、経費がふえているということは間違いのないわけですが、これの打開策、いろいろ見ますと、入場料収益がわずかですがふえていて、自主公演、これはうまく稼げたなあという感じがします。それから利用料が、あれだけ稼働率が高いように見えてマイナスに行っているというところがちょっと不思議なんですけど、この辺、いわゆるプラス・マイナス・ゼロに持っていくため、あるいは改善するための何か方策ってお考えでしょうか。

文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 御指摘のとおりかと思えます。

利用料につきましては、これは稼働率は前年度と比べますと高くなっております。利用はまた広がっておるんですが、利用時間等ですね、やはり利用される方々が無駄なく使うというか、そういったこともありますので、時間が短くなれば減ってくるというようなこともございますので、その稼働率と金額が同じように正比例するというところはちょっと難しいところでございますが、実際170万円ほど減額になっております。これにつきましては、やはり利用料を当初よりかなり低いところに設定して、少しでも多くの人に使っていただくというのがスタートでございましたが、やはり完全なプロを投入しての貸し館等をやっておる以上、安全対策もしっかりとした上でやっておりますので経費はかかります。ですので、ある程度の段階では利用料の見直しというのを常に考えてはおるんですが、そういったものも考慮に入れて、ただ消費税がまた2%上がるというようなこともございますので、その辺を見きわめながら、市民の方々に迷惑のかからないような形で利用料を見直しをしていきたいなということは考えております。

稼働率についてはかなり全国的にも高い状況ですので、これにつきましては、引き続き利用していただけるように努力はしてまいりますし、あとは金額を見直すという段階かと思っております。以上でございます。

委員（酒井正司君） 全く私の認識も、稼働率はかなり上がってきているなあ。いつ行ってもかなりのスケジュールが一杯になっているということと、市民に聞いてもなかなか予約がとれないというようなことを聞きますので、入場料については、それぞれのプロ的な判断でやられるんでしょうけど、例えばネットを使って、広域に売り出すチケットなんかは、知名

度の高い、あるいは集客が見込める事業がかなり入っていますよね。とりあえず、そういう部分からでも早急に値上げをしてでも、私は十分集客はできるだろうと、素人考えですけどね。

それと、全然話違いますけど、小澤征爾さん、どうなりましたか。

文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） これは昨年もお話が出たかと思うんですが、全く立ち消えになっているということは私は聞いておりませんが、かなり小澤さんの健康状態というのは、お年もお年ですので、難しいという状況は予想はしておるんですけども、御本人がどうのこうのということは私もちょっと聞いてはおりませんが、実現できたらいいなということは思いながら、可能性としてはかなり低い状況ではないかなというふうに個人的には見ております。以上でございます。

委員（伊藤健二君） 経営の話じゃなくて、決算の内容にはちょっとだけ連動しますけど、各委員もご存じのアニヴァーサリーレポートというのが、直接財団の方がこっちに来て配っていたんですね。各議員のポストに入っているはずですよ。

これは、2011年の館長が就任してしばらくしてつくったもので、なぜこんなものを出したかという、これが文化芸術振興財団のアニヴァーサリーレポートといひまして、考え方、どういう作戦や理念を持って劇場運営をやっているかという、劇場の綱領みたいなものというか、大羅針盤のようなものです。この中で2011年と2014年、物すごく大きな飛躍が書いてあるんですよ。これはきょう解説するつもりではないもので、要は2014年で、これまで東海随一の劇場というようなことにははすくなれると思ったけど、今やこの可児の文化センターは、今酒井委員もおっしゃられたように、事実上日本一の市民劇場という役割と機能、ソフト面でも果たしているということなんです。それはもうわかったと、今後どうするというところで、なぜ東京オリンピックがよく知りませんが、たまたま2020年、これから5年後に、次のステップへ可児市文化創造センター a 1 a は進みたいということを経長としてはこの中で書いておみえです。それがたまたま2020年なので、東京オリンピックの文化オリンピックを視野に入れてという壮大なテーマで書いておみえでしょうけど、これはとんでもないという意味じゃなくて、余りの知的刺激にびっくりという意味で驚いているわけですが、やっぱりそういう大きさの器の人なんだなあと思って見ていますが、この社会包摂と劇場経営という中で、今後は世界劇場会議国際フォーラムというやつが文化庁の勧めもあって、可児市文化創造センター a 1 a ですうっとやられるということで、この前第1回がやられました。それはちょうどこの世界劇場会議国際フォーラム2015で、この報告の9ページの2段目に書いてあります。これはこれで大事ですけど、国際化は国際化で芸術家のレベルではそうなんでしょうけど、私には全然理解できんもんですから、残念ながら。

私が一番興味を持ったのは、このまち元気・市民交流促進事業という、いわゆる普及啓発事業とアウトリーチで、これはすごく大事でありまして、なぜこういうことを言うかという、実は可児市議会もつい最近、川合議長もおっしゃられています、地域課題解決型の諸活動を議会としてもやりましょと、これは議会改革の一つであるという位置づけをしたん

です。それにかかわる組織、機構も設置をしましたということであると、実はこのアウトリーチによって、地域課題の一つである、ある意味そうなんですが、県立東濃高校が毎年40人前後途中中退していて、東濃高校の学生が中退してやめていくと、名鉄広見線の利用が減って、それが長期低落の名鉄広見線の収支に影響しているというのは、これは客観事実であって、どうやってそれをとめるかということをも東濃高校に求めてきたという議論の経過があるんですね。

だけど、ここで衛館長率いるこの文化芸術の取り組みが、文学座にアウトリーチで行ってもらって、ワークショップを成果として持ち込んだ結果、中途退学者が9人に激減したと。これが全国的に注目されている。これは今可児市議会も取り組もうとしていて、可児高校でゆったりほかでゆったりしていますけど、具体的なあらわれなんですよ。こういうのはもっと有機的に可児市として、すごくその地域課題の一つ、どれを地域課題とするかというのはあるんだけど、それはさまざまな分野にテーマがあって、決して高校教育の直接キャリア教育だけじゃないんですよ。だから、こういう子供たち、特に高校生、一番伸び盛りの高校生たちに、どういう生の芸術のよさや創造への意欲をかき立てるか、またそういうことで意欲的に取り組める自己成長を遂げさせるかというのは大きな課題なんで、そういう点での取り組みは高く評価されると思うけど、それがここには余り表現されていないよね。

なかなか難しいかなあと思うけど、例えば東濃実業高校も吹奏楽は98人おるそうです。3年生は30人だけど、この前3年生全員がその可児とうの病院附属介護老人保健施設へ来て、この前の敬老会の日に市長も見えました。それから、高齢福祉課長も見えて、健康福祉部長も見えました。その場に来て演奏しているんですね。物すごく立派で、物すごくみんな生き生きとしてやっていますよ。だから、可児高校も東濃高校も東濃実業高校も、そういうさまざまなこのアウトリーチの影響を受けながらすごく成長しているわけで、それが自慢げに書いていないだけなのかもしれないけど、ここだと可児高校の新日本フィル地域拠点契約関連企画のホームカミングの例は載っているけど、東濃実業高校にも行ってたんじゃないですかね、衛館長のほうは。そういうのはこういうところには載らないの。もっとアピールしていいと思うんだけど、どうでしょうか。

文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 確かに今おっしゃられるとおりです。

一番当初立ち上げたのが可児市文化創造センター a 1 a で、可児市文化創造センター a 1 a の費用を使ってやったという、これは市長の同意も得て始めたということで、今、それが県の教育長にすごく注目していただきまして、県の事業として引き続き続けられておりました、実際には続いておりますが、県の事業として続いております。ただ、文学座の俳優、演出家の方が見えれば、当然衛館長も、私どもも行ってまいりましたが、その現場に顔を出しては同じ方向性を確認しながらやっておるということで、形上うちの事業としてぼんと上げる形にはいきませんが、ただこのワークショップ、アウトリーチの全体の中で、まち元気の中でそういったこともアピールしてやっておるということでございます。以上でございます。

委員長（野呂和久君） 他に御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、以上で終了いたします。

参考人の方は、まことにありがとうございました。御退席ください。

ここで、午前10時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時14分

委員長（野呂和久君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、議題第3．各部における条例の制定・改正予定又は新規事業についてを議題といたします。

お配りしました議題では、可児市文化創造センターの設置の件でございましたが、初めに可児市一般廃棄物処理基本計画についてを先に議題といたします。

執行部の説明を求めます。

環境課長（高野志郎君） 済みません、急用がありましたので、先に議題のほうをやらせていただきますので、よろしく願いいたします。

資料番号2番になります。

今回、可児市一般廃棄物処理基本計画の策定についてということでお出ししております。この一般廃棄物処理基本計画につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項で、廃掃法という法律なんですけれども、これで定めなければならないというふうになっております。

可児市におきましては、平成18年から平成27年、ことしまでのこの処理計画を10年計画で策定していましたが、来年度、平成28年度から平成37年の10年間のこの一般廃棄物処理基本計画を策定するものであります。

計画の策定の方法につきましては2番のほうなんですけれども、可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条第1項に規定する廃棄物減量等推進審議会というのがあります。12名で構成しておりますけれども、その中で諮問させていただきまして、今協議を進めており、答申を受けて策定をしたいというふうに思っております。

さらに、今現在、アンケート調査を市内在住の20歳以上の男女2,000名及び市内300事業所に対してアンケート調査をさせていただきまして、その後パブリックコメントをして、計画をしていきたいと考えております。

3番のほうのスケジュールを見ていただきましたとおり、今説明させていただきましたけど、平成27年7月30日に諮問をしまして、平成27年8月27日からアンケート調査を実施しております。このアンケート調査をまとめ次第、平成27年11月中旬には、先ほど言いました廃棄物減量等推進審議会を開催し、協議をしていただくと。議会の皆様には12月議会に計画案が多分できると思うので、そのときにお示しをさせていただくと同時に、平成28年1月にパ

ブリックコメントをやらせていただきまして、第3回、第4回の審議会の答申を受けまして計画を作成するものであります。

簡単ですけど、以上です。

委員長（野呂和久君） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

副委員長（勝野正規君） 300事業所というのは、事業所の中に、例えば個人商店みたいな事業所からK Y Bみたいなでっかいところも含めたうちから抽出して300ということによるしいですか。

環境課長（高野志郎君） 事業系のごみを出されるところを中心に、これはもううちのほうにありますので、そういった事業者に、事業者は今の話でたくさんありますんで、全然事業系のごみを出されないときもありますので、事業系のごみを排出されるところについて、300選んでアンケートをとっています。以上です。

委員長（野呂和久君） 他にございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、以上で終了いたします。

次に、可児市文化創造センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

人づくり課長（川合 俊君） 委員会資料の1をごらんください。

次の議会で上程を予定しております可児市文化創造センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御報告いたします。

今回の条例改正は、国の方針に沿って事業を進めていくため、国が示す文化芸術、劇場に関する方針を市の条例に反映させることを目的とするものです。既に国に先行して実施している内容ではありますが、条例改正を行い、可児市文化創造センターが行う事業を市の施策として明確に位置づけることとします。

なお、この条例改正につきましてはパブリックコメントを予定しております。

それでは、内容につきましては資料に沿って説明させていただきます。

まず1の条例改正の趣旨からでございます。

改正の理由といたしましては、平成24年以降に国から大きな2つの方向性が打ち出されたことにあります。まず第1といたしましては、資料の中ほどにございますけれども、平成24年6月に、文化芸術の拠点を充実させることを目的に、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律が制定されたことです。第2といたしましては、本年5月に文化芸術の振興に関する第4次基本方針が閣議決定されたことです。この基本方針には、劇場の活性化を図るため、年齢や障がいの有無にかかわらず、社会参加の機会を拡充する観点から実施される取り組みについて国が支援することも示されています。

このような国の文化政策に関する流れを受けて、当市の文化施策の中心となります文化創

造センターの設置及び管理に関する条例を改正しまして、国が示す文化芸術、劇場に関する方針を条例に反映させるとともに、誰もが生き生きと暮らすまちづくりを目指すために、可児市文化創造センター a 1 a が果たす役割を条例に規定することとします。

また、貸し出しの対象となる文化創造センター施設につきましては、開館から13年が経過しまして、当時と思いますと、需要や利用方法などが変わってきていることなどがございませうから、今回、現状に合うように見直しを考えております。

それでは、2番目の主な改正内容について御説明申し上げます。

1つ目が、条例の名称変更でございます。条例の内容が単なる施設の設置、管理のみに関するものではなく、可児市のまちづくりにおける可児市文化創造センター a 1 a の位置づけや役割を示す条例となるために、名称を可児市文化創造センター条例といたします。

2つ目といたしましては、前文の設置です。文化創造センターを本市における文化の拠点として位置づけ、文化芸術を通して全ての市民が地域社会で生き生き暮らすまちづくりの実現を目指していくという旨を記した前文を置くこととします。

3つ目といたしましては、資料の3、4のところをあわせて御説明いたします。

まず今回、指定管理者が行う業務の規定の前に、可児市文化創造センター a 1 a の事業を新たに条文として設けることとしました。これは現在、本市が指定管理制度の導入に当たりまして、条例改正を行う場合、このような規定の方法をとっております。

なお、指定管理者が行う業務の中に、前文で示しました文化創造センターの役割や機能を発揮するため、指定管理者が事業を行うに当たりましての留意事項として、次の2点、全ての市民に社会参加の機会を開く観点から行うこと、地域社会のきずなの維持及び強化を図る観点から行うことを新たに規定することとします。

4つ目といたしましては、(5)の貸し出しの対象となる施設についてです。現状を踏まえ、次の5点の見直しを行います。

1つ目ですが、美術ロフトです。これは、今、占用しないで使用する場合の区分というのがございますけれども、これにつきましては、このような形式での貸し出しはなくて、今後のニーズも想定されないため、削除したいと思います。

次に、水と緑の広場についてです。市民に開放し自由に利用してもらうために、有料の貸し出し対象から外すこととします。

ミキシングルーム・スタジオについてです。音響設備の改修によりまして、この部屋がネットワークの一部として位置づけられましたので、専門的な知識を持った人以外は操作が困難であり、一般の方が触れることを避けるために、貸し出しの対象から外します。

次に、映像編集室・スタジオです。現在、映像編集の機器は老朽化により既に撤去してあります。また、今は自宅のパソコン等でもある程度の映像編集も可能なことから、映像編集室の貸し出しの需要はほとんどない状況であります。地下でありますし、窓もない部屋で、会議室という形でも貸し出しはそぐわないために、貸し出し対象から外したいと思います。

最後に、デジタルアート工房です。開館当初はパソコンを使用する専門的な部屋でしたけ

れども、機器の老朽化によりまして、今の実質的な用途は会議や研修となっております。したがって、名称を研修室に変更したいと思っております。

今後の予定でございますけれども、平成27年9月24日から10月13日までパブリックコメントを実施予定しております。その後ですけれども、12月議会で議案を上程させていただきまして、平成28年4月から条例施行を予定しております。以上でございます。

委員長（野呂和久君） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

委員（中村 悟君） 単純なことをお聞きします。今の対象から外す施設等のところで、水と緑の広場とは、要は外のことですよね。前々からいろいろ言っていますが、あそこにある屋外ステージみたいなところがありますが、あれを使うことも自由でいいですか。自由というか、あそこについてはどうなりますか。

人づくり課長（川合 俊君） ステージにつきましては、可児市文化創造センター a 1 a が共催する場合については使うことがございますけれども、基本的には自由に使ってもらいます。

委員（中村 悟君） ということは、あそこへ例えばいろんな音響設備とかを持ち込んで歌を歌ったりしたりということも自由で、許可を受けるとかということは、ただ電源が借りられるかどうかという問題があるんですが、そういうことはまあ自由ですよ。電源は貸しますよという解釈でいいですか。

人づくり課長（川合 俊君） 今の状況でございますと、可児市文化創造センター a 1 a のほうが共催する事業につきましては無料で提供しているそうですけれども、単独につきましては、今その利用方法等につきましては、今使っている団体とかいろんなところに御意見をお聞きしておりますし、パブリックコメントの意見等を踏まえまして、これからまた検討していきたいと思っております。以上でございます。

委員（伊藤健二君） 美術ロフトの意味合いなんですけど、占用しないで使用する場合というのが、もともと別表の中に規定的に存在したわけですが、これはどういう使い方を想定してあったんですか。逆にいうと、これまで貸し出しがないということで、この占用しないで使用する場合という場合を取ってしまう、なくしてしまうということだと思っただけで、美術ロフトはこれまでどおり特定の団体、組織、個人が借り受けをして占用して使って、契約が終了したら原状回復して戻すという、この当たり前のことを通常どおりやるという、そこは理解できるんです。そもそも設置した意味合いというのがなかったからやめるというのはあり得ていいと思うけれども、本当に将来にわたって大丈夫なのという意味を問いたいということなんです。

人づくり課長（川合 俊君） 占用しないで使用する場合がありますけれども、例えば何か展示会とかがございますよね、美術の関係する展示会。その展示会の空きスペースを何かに利用して使って何かをやってもらうということが、当時想定されたそうですけれども、現実問題そのようなことはないということで、今回削除したいというふうに思っております。

委員（伊藤健二君） つまり、美術ロフトの部分占有はあったけど、片方が手続をとって使ったけど、その使用スペースにあきがあると。それに対して、知り合いか誰かにちょっと貸してくれと言われて、又貸しじゃないけど、そういうふうな借り方を想定していたという意味なんですか。

人づくり課長（川合 俊君） 又貸しではないと思いますけれども、あいているところで何かをするという想定で、こういうふうに占有しないということを規定したそうですけれども、現実問題、展覧会の場合なんかだとそういう状況はなかなか難しいということで、実際利用もないということなものですから、今回削除するという意味でございます。以上です。

委員（伊藤健二君） それはわかりました。ありがとう。

それからもう1つ、スタジオですが、映像編集室・スタジオ。一時期、議会報告会の場でいろいろと話題をまいていた可児市文化創造センター a 1 a の地下にある真っ暗な部屋、多分あれのことですよ。貸し出し対象ではないので外すというのはそれはそれでいいんですが、結論としては、単に物置か何かで会館の内部利用で使用するという意味でよろしいですか。

人づくり課長（川合 俊君） そういうことを想定しております。

委員（酒井正司君） 多分、現実に関わされるという理解をしておるんですが、水と緑の広場、それからミキシング・スタジオと映像編集・スタジオ、これは貸し出ししないということに伴う貸し料の収入減、あるいは変更したことによって新たな目的で貸し出せるとか、そういう面からの見込みはどうですか。

人づくり課長（川合 俊君） デジタルアート工房につきましては、当初、パソコンを使用する予定でやっておりましたが、そこにつきましては会議室として今後も貸し出していきたいと思っております。それ以外につきましては、基本的に現在貸し出しがないような状況でございますので、その使用料につきましては特に増減はないというふうに考えております。有効活用ということをおもっております。

委員（酒井正司君） だから、新しく何か用途を特定するというか、それにふさわしい貸し出しできるような方向づけというのは考えてみえますかということです。

人づくり課長（川合 俊君） デジタルアート工房については、そういう方向で考えております。それ以外につきましては、なかなかほかの人に利用してもらおうような状況ではないこともございますので、それにつきましては内部的に利用ということをおもっております。以上です。

委員（高木将延君） 水と緑の広場なんですけど、開放して自由に利用してもらえということですが、安全性の面では大丈夫ですか。

人づくり課長（川合 俊君） 安全性といいますと、危険なことがあるとかですね。それにつきましては、十分安全性を配慮して使っていただいているとは思いますが、例えばその辺の状況につきましても見回り等をいたしまして、安全の確認はしておると思っておりますので、基本的には安全に活用していただけるとおもっております。以上です。

委員（高木将延君）前は多分利用される方にいろいろ注意事項みたいな形で示されていたと思うんですが、そのあたりはやはり見守りで対応するというところでよろしいでしょうか。

人づくり課長（川合 俊君）先ほど申しあげましたように、例えば可児市文化創造センター a 1 a の事業と共催する場合につきましては、当然施設のほうが管理いたしますし、あと一般的な使用方法につきましては、先ほども申しあげましたように、絶えずその安全性といいますが、例えばその辺に危ないものがないとかという見回りはしておりますので、そういう対応でできるものではないかと考えております。以上でございます。

委員（伊藤健二君）水の広場ですが、現在も子供が飛び回って水辺で遊んだり、それはそれでいいんですけど、それを見守っている親がお弁当と水筒を持って下に敷く、昔ならむしろ、今だとビニール等をやってやる場合に、そこまでは通常常識的な範囲として認めていますよね。問題なのは、運動会のおきによく出るような大型の parasol とか日よけをあの緑のところとか木造のステージのところにとんと置いて、それを一時的に固定化したりとか、そういうようなことが出てくると、そういう人が出かねないと僕は思うんだけど、今の状況でいくと。ちょうど小学校、中学校の運動会のおきに参観をしているあのグッズ一式を持ち込んで、子供たちを一定時間遊ばせるということが出てくるような場合については、どういう対応を基本的に考えているんですか。

市民部長（莊加淳夫君）あくまでもそういう利用がないように市民に開放していきたいなということではございますが、やはり今、伊藤健二委員がおっしゃられたような利用の仕方等が出てまいりますことは想定できます。これについては、やはり十分な注意喚起をしながら安全性を保つということが大前提で開放していきたいなということではございますので、やはり個々のモラルを遵守していただきながら、楽しく利用していただきたいというのが当方のこの変更の趣旨でございますので、御理解をお願いします。

委員長（野呂和久君）では、発言もないようですので、以上で終了いたします。

それでは、可児市子どもの読書活動推進計画の策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

図書館長（細野雅央君）資料番号の3をごらんください。

本日、説明をさせていただきますのは、可児市子どもの読書活動推進計画についてでございます。

子どもの読書活動の推進につきましては、子どもの読書活動の推進に関する法律第8条の規定に基づきまして、国は基本的な計画を策定し、同じく同法の第9条の規定によりまして、都道府県及び市町村は子どもの読書活動推進計画の策定の努力義務が規定されているところでございます。

可児市におきましては、これまで平成18年度から平成22年度までを計画期間とする第1次計画、平成23年度から平成27年度までを計画期間とする第2次計画をそれぞれ策定してきたところでございます。今回、第2次計画の計画期間が満了するというところで、第3次計画を策定するものであり、現在、策定の作業を進めているところでございます。

第3次計画の計画期間につきましては、第四次総合計画の後期基本計画と可児市教育基本計画の後期計画の計画期間と合わせるように、平成28年度から平成31年度までとする予定でございます。

この本計画の目的、策定方法、方向性、今後のスケジュールにつきましては、事前にお配りした資料でお示ししたとおりでございます。

この計画案につきましては、パブリックコメントを年明け早々に行いますので、12月の定例会における委員会において原案をお示しするものでありますが、今委員会におきましてはこの計画についての概略を頭出しするということで説明をさせていただくものでございます。以上でございます。

委員長（野呂和久君） これより質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては以上で終了いたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時41分

委員長（野呂和久君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、議題4、報告事項を議題といたします。

名鉄広見線活性化協議会についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市計画課長（田上元一君） それでは、私のほうから、第17回の名鉄広見線活性化協議会の主な内容について御説明をさせていただきます。

資料のほうは4ということで、2枚物を御用意させていただいておりますので、よろしく願います。

去る平成27年8月27日でございますが、御嵩町の中公民館におきまして第17回の名鉄広見線活性化協議会が開催されました。議案としては1項目、報告が3項目あったところでございます。

まず議案についてでございますが、平成26年度の名鉄広見線活性化協議会の事業報告と歳入歳出決算の認定についてでございます。昨年度の事業といたしまして、名鉄広見線活性化協議会を4回開催したということ、それから利用促進策としてさまざまな取り組みを行ったことなどについての報告がございました。また、名鉄広見線活性化協議会の会計決算の報告がございまして、いずれも原案どおり承認をされたというところでございます。

次に、報告事項でございます。

平成27年度、今年度の取り組みの状況ということで報告があったのが1点。それから、新可児駅、可児駅の利用者アンケート調査をやりましたということについての報告があったのが1点でございます。

資料の2枚目のところには、名鉄のほうから御提出をいただきました利用者の状況の資料ということで載せさせていただいております。名鉄広見線活性化協議会のさまざまな取り組みはありますが、通学定期、それから通勤定期、定期外利用者が少しずつ減っているという状況があわせて報告をされたところでございます。

そして、本議会に債務負担行為の補正としてお願いしております名鉄広見線への財政支援期間及び支援額についても御報告がございました。これは3つ目ということになります。

資料のほうをごらんいただきたいと思いますが、これが可児市と御嵩町、名古屋鉄道の事務方で協議会の提出資料として取りまとめたものでございます。名鉄広見線の維持継続に当たりましては、財政支援ということで、これまで平成22年度から平成24年度、それから平成25年度から平成27年度の3年間、毎年1億円ずつ支援することで進めてまいったところでございます。平成28年度以降につきましても、期間を3年からもっと延ばすかどうかとか、あるいは額もどうかということで議論がありましたが、最終的には平成27年2月の名鉄広見線活性化協議会でこれまでどおりの財政支援期間、支援額とすることの確認がなされたところでございます。これについては、平成26年度に名鉄広見線活性化協議会で実施をいたしましたアンケート調査の結果であるとか、あるいは名鉄広見線沿線の周辺の変化なども考慮しながら、最低でも現行の体制は維持をしていきたいという基本的な考え方が名鉄広見線活性化協議会として確認をされたというふうに認識をいたしております。名鉄広見線活性化協議会は財政支援そのものを決定する機関ではございませんので、この平成27年2月の名鉄広見線活性化協議会での承認を受けまして、可児市と御嵩町、それから名古屋鉄道の事務方において鋭意協議を進めてまいりまして、おおむねこれまでどおりの財政支援でいくという確認がなされたことを受けて、今回平成27年8月27日の名鉄広見線活性化協議会で報告がなされたというところでございます。

名鉄広見線活性化協議会での報告がもちろん最終決定ではございませんので、今後、両市町の議会における予算上の裏づけ、これは本議会における債務負担行為の議決ということになるわけですが、それと名古屋鉄道との最終的な合意を得るべく協議を進めて、協定書の締結をもって正式に決定となる運びでございます。

ちなみに、前回、平成25年度から平成27年度の財政支援を決める際には、実は年度末ぎりぎりまでずれ込んでしまったということで、利用者の皆さんに不安感を与えてしまったという反省から、特に沿線の高校への進学、つまり名鉄広見線を御利用して進学を考えていらっしゃる中学生にはより早く進路の決定をしていただきたい、その不安感を払拭していただくということで、なるべく早く意思表示、意思決定をしていくということについては、私どもと名古屋鉄道との意見は一致をしておりましたので、とにかく遅くとも年内には合意をということで、協定書の締結ということになりますが、名鉄広見線活性化協議会としては次回11月に開催を予定しておりますので、そこで正式に発表していけるような形をとりたいなあとということで、平成27年8月27日の名鉄広見線活性化協議会での報告、それから可児市、御嵩町両市町における9月議会での議会の予算措置という流れになったというところでございま

す。

私どものほうとしては、なるべく早く協議を調べてというふうに考えてございますが、そうしますと、本来の目的でございます名鉄広見線活性化協議会で名鉄広見線の利用者のほうをふやしていくための次期の活性化計画をしっかりとつくっていくということが必要になるかなあというふうに思っておりますので、そちらのほうにこれからは一生懸命頑張っていきたいなあというふうに思っておりますのでございます。説明としては以上でございます。

委員長（野呂和久君） これより質疑を行います。

委員（中村 悟君） ちょっと確認というか、平成28年度以降3年間の今まで同様の補助をするという根拠が、まずここで見ると地域住民の意向ということで、平成26年度にアンケートをした結果が平成20年度の結果よりも運行継続が必要という声が入っているよと、住民の意見があるよということと、この八百津でやっておるやつかな、トンネルができるので利用者が入るだろうという見込みの上で継続してやろうという1つの根拠だということと、もう1つが、可児市や御嵩町を含んだ各市町村が一体となった観光面での魅力づくりをするよということを前提でという今回の予算計上ですよということですよ。これは質疑のときのような話になるんですが、その確認だけでいいです。

都市計画課長（田上元一君） 今御指摘ございましたアンケートのほうでございますけれども、高校に通学されていらっしゃる方のアンケートと、それから可児市民、御嵩町民それぞれということで、可児市については沿線のみならず、それ以外の方にもアンケートに協力していただいて、運行継続が必要というのが71%というふうになってございます。それから費用負担についても68%の方が費用負担は必要であるというような御回答をいただいたということで、以前よりも数字的には上がっているということが一つの根拠というか、一つの後押しとなったというのが当然一つございます。

それから、沿線の環境変化ということで、御案内のとおり県道多治見白川線の伊岐津志トンネルというのが平成28年度に開通というような予定でございます。八百津町のほうから少し人が多く流れてくるということも、それをしっかりと名鉄広見線で受けとめていきたいというような希望的な観測も含めながらやったというのが一つです。

それから、観光云々というのは、実は次期の名鉄広見線活性化協議会の活性化計画の大きなポイントにもなるかと思っておりますけれども、これまでどちらかというとなんか名鉄広見線に乗る方の直接的なアプローチというのが多かったところが、もう一つ地域のまちづくりというか、魅力づくりというものを全体として考えていくという中で、観光というのも一つのキーワードになっていくんじゃないかと。そうしたことを進めるに当たってということで、そういうものも後押しにしながら現計画を進めて、現の支援期間、支援額でいきたいというふうになったというように聞いております。以上でございます。

委員（伊藤健二君） 通勤・通学の定期利用者のデータの部分ですが、ちょっと古いことなので申しわけないけれども、いわゆる東濃高校が学年入学者数を減らした年次はどこからですか。逆にいうと、平成21年、平成22年の4月、5万5,000レベルというところとちょっと少な目

ですね、5万以上のレベルからどんと下がる平成23年ぐらいに影響が出ているんでしょうか。各曲線カーブはよく似ているんですけど、ベースになる子供の数ですよ、学生さんの数がどういう影響を受けているかを知りたかったので、わかればお願いします。

都市計画課長（田上元一君） 済みません、定数のちょっと数字は持ち合わせがございませんので、後ほどお知らせをさせていただきたいと存じます。お願いします。

減らしたりふやしたりと繰り返しておりますので、詳しい数字はちょっとわからないんですけども、この数字を見ると、どうも平成23年とかそのあたりは何かというのは、推察はできると思いますが、後ほどきちんと数字を出させていただきたいと思います。

委員長（野呂和久君） 他に御発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、以上で終了いたします。

続きまして、岐阜県総合教育センター可児分室跡地購入についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市整備課長（佐合清吾君） 資料番号は5番でございます。裏面も地図が載せてございますが、この資料の真ん中の辺に経緯というところがございまして、その黒ぼっちの一番下のところが今まで建設市民委員会でいろいろと進捗状況等を報告させていただいておまして、本年の6月の委員会でも進捗状況を御報告したところでございますが、7月の岐阜県議会において土地処分について議決がされました。それで、岐阜県と可児市土地開発公社は、平成27年7月9日に売買代金2億円で契約を締結いたしましたので、ここに報告をいたします。

また、この用地につきましては、9月の議会で一般質問もございましたが、まずは駐車場不足の解消のために、来年度この用地の一部を駐車場として整備するという予定でございます。以上でございます。

委員長（野呂和久君） これより質疑を行います。

委員（中村 悟君） 細かいことで申しわけないですが、今の駐車場用地で来年度予定ということは平成28年4月以降ですよ。実は、あそこを利用するときに入り口の段差があって、ちょっと車が乗り上げそうになった経験が自分にもあるので、せめてあの入り口をちょっと入りやすいぐらいのことは、今言うときかどうか知りませんが、何とかありませんか。

市民部長（荘加淳夫君） 中村委員おっしゃられたことは以前もお聞きしまして、私も入ってみましたけど、私はちょっとタイヤが薄いタイヤになっておりますが、やっぱりすりましたので、これはやっぱり後々の問題になってくる可能性もありますので、その辺を考慮しながら安全に駐車できるような形で対応したいと考えております。

委員（川合敏己君） 用地取得の後の話なんですけれども、あそこは結構土地自体が下がっております。球場と合わせるようにして使えば、また利用勝手がいいんじゃないかとかいろいろ話があるようですけれども、方向性というのはどういう方向性になっていらっしゃるかだけ。

市民部長（莊加淳夫君） おっしゃられたように、道路まで上げれば非常に使い勝手がよくなるんですが、費用的な面を考えまして、駐車場として最低限利用できるような形ですので、当初は砕石を入れて駐車スペースを確保するという状況で進めたいと思っております。ですので、かさ上げは一部は低いところもありますので、そこはかさ上げいたしますが、全体で道路までかさ上げというのは現在のところは考えておりません。以上です。

委員（酒井正司君） 建築物ですが、いろんなのがあるわけですが、何か他の用途にとりあえず使おうとか、あるいは取り壊すとか、そんなような具体的な方針はありますか。

市民部長（莊加淳夫君） 議会で川上議員の一般質問を受けさせていただいた中で、その辺再質問でもあるんじゃないかなということで考えておったんですが、実際まだ建物の内部、こちらに書いてありますが、内部等の利用方法は正式に決まっておりません。風呂も大浴場、中浴場ぐらいでございまして、一般観光客を安く泊められるような、外国人観光客を昇龍道から狙った外国人観光客を泊められるような施設にしようと思うと、国別に大浴場というのは利用できないんですね。ヨーロッパ系はシャワーで、大浴場へは水着を着て入るという習慣ですので、なかなかその大浴場も利用できない。それからシャワーに一つずつしなければならないとか、いろんなハードルがございまして、現在、その使用の方向性または取り壊しも視野に入れて、今後検討をしていく課題だと感じております。以上です。

副委員長（勝野正規君） ここを整備することによって、排水とかに影響はあるのかなあということはあると思って、地元とかの地元の協議会って、坂戸運動公園協議会でしたっけ、名称が、ああいうところは全く関係なしということで進めていけばいいのかなあということのをちょっと疑問に思っています。

建設部長（村瀬良造君） 排水というのは雨水の排水ということだと思いますが、現況のままであれば、今のままで流出係数は変わらないと思うんですが、これが整備されて、表面が全面アスファルトになったりとか、いろんなことを考えますと、当然その分流出係数というのが上がりますので、その上がった分についての対策、調整池を新たに設けるとか、あるいはふやすとか、そういったようなきちんとした整備をする段階ではそういったことをしていく必要があるかなあというふうに考えております。

副委員長（勝野正規君） 地元の協議会への説明はなしで進めますか。

市民部長（莊加淳夫君） 現在の計画は、先ほど申し上げましたように、来年度、一部駐車場の整備のみです。それは今のトラクター練習場の部分ですね。ここを駐車場にするということですので、先ほど建設部長が申し上げたように、地元への協議というのは、同じこととなりますので、形状がほとんど変わりませんし、雨水の排水についても変わってきませんので、地元への説明というのは、形状をこういうふうに変えるという説明はさせていただきますが、それに伴って排水は変わりませんよという御説明はさせていただこうとは考えております。

委員（伊藤健二君） 今の勝野議員の質問の関連ですけど、いつごろまでに、要するに事前説明はきちっとやるということですよ。こちらが予定していないことも含めて、地元のほ

うがあああってほしい、こうあってほしいという話は必ず出てくるので、それはそれで出てきたら承っておけばいい話だと思うわけで、こっちの方針は方針できちんと伝えればいいと思うんですけど、ただそういうことも含めて市民とやりとりをする用意は常にあるということ強くアピールしておくことが必要なんで、その辺では何かもうひとつ歯切れがよくなかったけど、びしっと今考えているのはここまでですという問題と、地元が考えている不安とか不満とか意見については、きっちりと聞いているということをやっぱり示してほしいと思うし、それは1回目であれ2回目であれ回数は関係なしに、初めから臨むときにきちんとそうやっていかないと、この市民スタジアムというイメージによくないものがくつつくとよくないので、その辺は十分押さえてやってほしいと思いますが、特に何かお考えはありますか。市民部長（莊加淳夫君） 私も交渉事を長くやっておりましたので、今、伊藤健二委員がおっしゃられたようなことは重々理解しております。ただ、歯切れが悪いということおっしゃられましたが、まだ駐車場の整備の碎石を入れてとか、どのあたりまでというのが十分方向性がちょっと出ておりませんので、その辺がはっきりした段階で進めていこうということでございます。おっしゃられたように、K Y Bスタジアムは県の長良川球場に続く、今県内で2番目という入場者を誇っておりまして、それに恥じないような形で運営していきたいと思っておりますので、御忠告ありがとうございました。

委員（川合敏己君） 参考までに、先ほどの既存建物についての話はありましたけれども、無償で譲渡されております。どこかで説明がもしかしたらあったかもしれませんが、仮に撤去ということであったならば、それというのは条件つきで譲渡されているわけじゃないので、これは市のほうの負担でということになってくるのでしょうか。

都市整備課長（佐合清吾君） 方向性はまだ決まっておりませんが、もし撤去ということになれば、可児市のほうで撤去するということになります。

委員（川合敏己君） その方向性も考えていらっしゃったということであれば、大体の金額等も見積もっていらっしゃるとは思うんですけど、参考までに教えていただけますか。

都市整備課長（佐合清吾君） これはあくまでも参考でございますが、大体5,000万円程度はかかるだろうというふうに概算はつかんでおりますが、ここの資料のほうにも書いてございますけど、本館研修棟以外にも実験実習棟とかいろいろございますので、そこら辺のところも含めると、今申したような金額にはなるんじゃないかというふうに思っております。以上です。

委員長（野呂和久君） あとはよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関してましては、以上で終了いたします。

以降の議事は委員のみで協議しますので、執行部の皆さんは御退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時07分

委員長（野呂和久君） それでは会議を開催いたします。

続きまして、協議事項、前期建設市民委員会からの引き継ぎ事項についてを議題といたします。

それでは、前建設市民委員会、次期委員会への引き継ぎ事項としてプリントが用意されていると思いますが、拝読させていただきます。

1．平成26年8月に、可児市空き家等の適正管理に関する条例が議会提案で制定され、平成27年4月1日から施行された。今後、空き家等対策の推進に関する特別措置法のガイドラインを踏まえ、運用面についても注視していくこと。

2．岐阜県総合教育センター可児分室跡地は、スポーツ拠点施設の効果を十分発揮し、K Y Bスタジアム、可児市総合運動場、錬成館等のスポーツ施設との連携を図り、利便性の高い施設となるよう調査研究に取り組むこと。

以上の2点が前建設市民委員から引き継ぎ事項としてございます。

今期の委員会でも取り組んでいくこととしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。何か御意見がありましたら。

先ほどのガイドライン等の資料のほうも、前委員以外の方につきましては御配付をさせていただきましたし、先ほどの報告事項でも岐阜県総合教育センターの可児分室跡地について、これからしっかりと調査研究をしていきたいと思っておりますので、引き続き注視また調査研究をしていくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、引き継いで調査研究に取り組んでいきたいと思っております。

委員（川合敏己君） 建設市民委員会のほうで市内の施設調査、施設視察ということもあると思うんですけど、その中にこの岐阜県総合教育センターの可児分室跡地についてもぜひ入れていただけるとありがたいなあというふうに思います。

委員長（野呂和久君） その御意見をしっかりと反映していきたいと思っております。

委員（伊藤健二君） これは前の建設市民委員会から受け継ぐ事項に限ってといたしますか、その分野についてという話で今期行政側の所管が一部変更になりまして、公共交通等の分野については、今度建設市民委員会、我々の所管にかわったということですよ。かわったといっても4月と8月というずれはありますけれども。だから、引き継ぎの部分も含めて取り組んでいくのは全面的にやらなければいけないんだけど、特にその中で、あの問題この問題というのはここには書いていないけど、今後とも協議しがてらやるということによろしいんですね。

委員長（野呂和久君） 先ほど伊藤健二委員からも意見としてありました公共交通等についても、しっかりとこれから調査研究をしていかなければいけないと思っております。また、

皆様のそうした関心のある事項、また事業につきまして、また御提案をしていただければ、その件につきましても執行部から説明を受けるなりいろいろな形で取り組んでいきたいと思っております。この2点に限るということではないということです。

そのほかよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次に移らせていただきます。

次に、議会報告会での意見の取り扱いについてを議題といたします。

事前にお配りをさせていただいております議会報告会での意見として、建設市民委員会の関係部分で、まず空き家について、あと公共交通について、地籍調査について、また自治会について、KYBスタジアムについてという5つの大きな項目でグループディスカッションのときに市民の皆様からいただいた御意見で、建設市民委員会所管の部分についてまとめられております。

特に、この中身の部分で建設市民委員会として取り組んでいきたいというような項目とか、これはこうしていったらいいんじゃないかというような御意見がありましたらお伺いをしたいと思います。

特に、空き家についての御意見等もあります。全国的にも課題があるが、可児市の空き家の支援制度をもっと拡充してほしいというような御意見もありますし、この後の分科会等での参考としていただいてもいいかなと思います。今、この場で御意見が出ない場合は、終了後、委員長または勝野副委員長に、これについてはこう取り組んでもいいんじゃないかというような御意見をいただいてもよろしいかと思っておりますので、そういう形でよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、委員さんのほうでこれを取り上げてほしいというような御意見がありましたら、委員長、副委員長のほうにお願いしたいと思います。またその件に関しましては、委員長、副委員長でどうするかということ判断させていただくということで、一任ということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そうさせていただきます。

それでは、最後に建設市民委員会所管主要事業説明書の配付について、事務局から説明をしていただきます。

議会事務局書記（渡邊ちえ君） 机のほうに所管各課の主要事業を記載した資料について配らせていただきました。執行部から提出がありましたので、各自で御一読ください。不明な点などについては、各自で担当課へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

委員長（野呂和久君） 以上で、本日の建設市民委員会の案件は全て終わりました。

これで終了してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、建設市民委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時16分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年9月18日

可児市建設市民委員会委員長